

6 苦情申立ての手続きについて

入札に関し、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」（平成16年3月25日制定）等により苦情を申し立てることができます。

なお、苦情申立てに係る要件及び手続等の概要は、以下のとおりです。

1 苦情の申立ての要件

(1) 苦情の申立てができる者

- ①一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされた者
- ②総合評価方式による一般競争入札において、落札とならなかった者

(2) 苦情の申立てができる事項

- ①一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされた者
当該入札の参加資格がないとされた理由
- ②総合評価方式による一般競争入札において、落札とならなかった者
落札者とならなかった理由

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、上記1(2)①の事項の場合は、当該案件について入札の執行を担当する課長又は出先機関等の長に、上記1(2)②の事項の場合は、当該案件について契約を担当する課長又は出先機関等の長に対し、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に基づく苦情申立書（第1号様式）を提出してください。

3 苦情の申立ての期間

上記1(2)①の事項

参加資格がないと通知された日から7日以内。

ただし、資格がないとされた理由の説明を求める手続きを行ったときは、その回答の日から7日以内。

上記1(2)②の事項

総合評価方式の評価調書を公表した日から7日以内。

※ともに日数に閉庁日を含まない。

4 その他

「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に基づき苦情の申立てに対する回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情の申立てに対する回答書を公表します。